

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>(契約項目)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当事業年度における委託研究開発費： 《委託研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※1） 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、研究開発計画書に記載のとおりとする。</p> <p>（※2） 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>（5） 当事業年度における研究開発目的及び内容：研究開発計画書に記載のとおりとする。本委託研究開発の遂行に当たっては、甲が承認する研究開発計画書（甲の承認を得て変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>(契約項目)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当事業年度における委託研究開発費： 《委託研究開発費》円（うち消費税額及び地方消費税額《消費税額》円） （※1） 当事業年度における委託研究開発費の内訳は、研究開発計画書「Ⅲ. 経費1. 委託研究開発費」とおりとする。</p> <p>（※2） 当事業年度における委託研究開発費は、本委託研究開発に対し甲が行う評価等及び別記1第24条に定める規定により、甲が増額又は減額を行う場合がある。</p> <p>（5） 当事業年度における研究開発目的及び内容：研究開発計画書「Ⅱ. 研究開発の内容」とおりとする。本委託研究開発の遂行に当たっては、甲が承認する研究開発計画書（甲の承認を得て変更されたものを含む。）に沿って進めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
<p>別記1</p>	<p>別記1</p>	
<p>第1条</p>	<p>第1条</p>	
<p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)「本委託契約等」とは、本委託研究開発を実施するために甲と乙の間で締結する本契約を含む全ての委託研究開発契約（付随する契約を含む。）を総称していう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7)「本研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し又は乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)～(23) (略)</p> <p>(24)「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）並びに別表に定める国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>(25)「不正行為等対応規則」とは、国の不正行為等対応ガイドラインを踏まえ、配分機関及び研究機関がそれぞれ策定する不正行為等への対応に関する規則を総称していう。</p> <p>(26)「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称していう。</p> <p>(27)「甲の利益相反管理規則」とは、甲が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（その後の改正を含む。）その他利益相反管理について甲が定める規則を総称していう。</p> <p>(28)「国の研究倫理指針等」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日文部科学省、厚生労働省、経済産業省）その他の国の府省庁が策定する研究に関する倫理指針を総称していう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 本契約において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)「本委託契約等」とは、本委託研究開発を実施するために甲と乙の間で締結する全ての委託研究開発契約（付随する契約を含む。）を総称していう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7)「研究者等」とは、研究開発担当者及び乙に所属し又は乙からの委嘱を受け、研究開発担当者の下で本委託研究開発に従事する研究員その他の者を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)～(23) (略)</p> <p>(24)「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国の府省庁が策定する不正行為等への対応に関する指針及びガイドラインを総称していう。</p> <p>(25)「甲の不正行為等対応規則」とは、甲が定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」（その後の改正を含む。）その他不正行為等への対応について甲が定める規則を総称していう。</p> <p>(26)「甲の利益相反管理規則」とは、甲が定める「研究活動における利益相反の管理に関する規則」（その後の改正を含む。）その他利益相反管理について甲が定める規則を総称していう。</p>	<p>7号：一般的な「研究者等」と本事業における研究者等を区別するため「本研究者等」とする。</p> <p>新24号：対象となる指針等の明確化</p> <p>新25号：追加</p> <p>新28号：対象となる主な法令・指針関係は以下のリンク先を参照 ・ライフサイエンスの広場 生命倫理・安全に</p>

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>(29)「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称している。</p> <p>(30)～(31) (略)</p> <p>(32)「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称している。</p> <p>ア「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>i 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p> <p>ii 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。</p> <p>iii 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。</p> <p>イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的研究費等その他国費の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的研究費等その他国費を受給することをいう。</p> <p>(33)「競争的研究費等」とは、研究機関において、府省庁及び独立行政法人（甲を含む。）の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものをいう。</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35)「配分機関」とは、競争的研究費等の配分を行う府省庁及び独立行政法人（甲を含む。）を総称している。</p>	<p>(27)「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針その他一切の規制を総称している。</p> <p>(28)～(29) (略)</p> <p>(30)「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称している。</p> <p>ア「不正行為」とは、研究者等により研究開発活動において行われた、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以下「論文等」という。）の捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>i 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。</p> <p>ii 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。</p> <p>iii 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。</p> <p>イ「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等、機構との間の契約等及び機構の応募要件に違反した競争的研究費等の使用を含むがこれらに限られない。）をいう。</p> <p>ウ「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により競争的研究費等を受給することをいう。</p> <p>(31)「競争的研究費等」とは、①「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）」として競争的研究費と分類される研究資金②①以外で、国の行政機関及び資金配分機関(甲を含む)が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費(運営費交付金を含むがこれらに限られない。)をいう。</p> <p>(32) (略)</p>	<p>対する取組 (mext.go.jp)</p> <p>・研究に関する指針について 厚生労働省 (mhlw.go.jp)</p> <p>mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html</p> <p>・再生医療について 厚生労働省 (mhlw.go.jp)</p> <p>新 32 号：不正規則と契約書の定義の統一。</p> <p>新 33 号：科技イノベ基本計画（R3 閣議決定）の定義。</p> <p>新 35 号：配分機関＝国+FA、資金配分機関＝FAとなる。考え方は以下の URL 参照</p> <p>・toitsu_rule_r50524.pdf (cao.go.jp)</p> <p>・kansetsu_sikkou.pdf (cao.go.jp)</p>
<p>第2条</p>	<p>第2条</p>	
<p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン、甲の不正行為等対応規則、甲の利益相反管理規則及び関係する法令等を遵守し、かつ、本研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則を踏まえ、必要な措置（必要な規定及び体制の整備を含む。）を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従っ</p>	<p>(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)</p> <p>第2条 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、研究開発計画書、事務処理説明書及び本委託研究開発にかかる公募要領並びに本事業又は本委託研究開発の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>2 乙は、本委託研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則並びに関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守せしめるものとし、また、本委託研究開発を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うこと</p>	<p>第2項：甲の定める不正対応規則、COI 管理規則に加え、国の法令等（臨床研究法、薬機法、安確法、医学系指針、個人情報法・・・等）の遵守を規定</p> <p>第3項：「必要な措置」を明確化。具体的には、規定整備は不正対応規則、データ保管規則の策定、体制整備は研究倫理教育責任者及びコンプライアンス管理責任者等の配置、これらに基づく適切な運用を行うことが求められる。</p>

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>て、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則を踏まえ、必要な措置（必要な規定及び体制の整備を含む。）を行うことにより、これを管理しなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途指定する内容に従い、本研究者等に対して研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。また、甲は、乙に対し、必要に応じて指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p>	<p>ができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>4 乙は、乙の責任において、甲の利益相反管理規則に基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、甲の利益相反管理規則に従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。</p> <p>5 乙は、国のガイドライン等及び甲が別途通知する内容に従い、研究者等について研究倫理に関する教育等の履修をさせなければならない。</p>	<p>第4項：「必要な措置」を明確化。具体的には、規定整備はCOI管理規則の策定、体制整備は、COI管理委員会、外部機関への委託又は外部有識者への委嘱、これらに基づく適切な運用を行うことが求められる。</p> <p>第5項：「必要な措置」を明確化。具体的には、研究倫理教育責任者等の配置、研究機関は研究者等に対して研究倫理教育の履修及び履修管理を行うことが求められる。</p>
<p>第2条の2</p> <p>（乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告義務）</p> <p>第2条の2 乙は、前条第4項に基づき実施した本研究者等の利益相反に関する報告、審査、措置等の実績を、利益相反の管理の結果として、甲の指定する時期及び方法により報告しなければならない。甲は、当該報告を受け、不備を認めた場合、乙に対し、前条第4項に定める指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>2 乙は、前条第5項に基づき実施した本研究者等の研究倫理に関する教育等の履修状況について、甲の指定する時期及び方法により甲に報告しなければならない。甲は、当該報告を受け、不備を認めた場合、乙に対し、前条第5項に定める指導、指示又は措置等を行うことができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>3 乙は、甲が別途定める様式による「委託研究開発実績報告書」により、関連する法令又は国の研究倫理指針等に基づく本委託研究開発に関する倫理審査の状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。</p> <p>4 乙は、第14条に基づき再委託を行う場合は、乙は、再委託先において本委託研究開発に従事する本研究者等について、前三項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書を取りまとめるものとする。</p>	<p>第2条の2</p> <p>（乙の利益相反管理規則等の遵守に関する報告）</p> <p>第2条の2 乙は、甲が別途定める様式による「利益相反管理状況報告書」により、乙における研究者等の利益相反管理の実施の有無等につき、甲が定める期日までに甲に対して報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、前条第5項に従って研究者等に履修させた研究倫理に関する教育等に関して、甲が別途定める様式による「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」により、甲に対して状況の報告を行うものとする。</p> <p>2 乙は甲が別途定める様式による「委託研究開発実績報告書」により、研究者等による本委託研究開発にかかる国の倫理指針等の遵守状況について、甲の定める期日までに甲に対して報告しなければならない。</p> <p>4 乙が第14条に基づき再委託を行う場合には、乙は、再委託先において本委託研究開発に従事する研究者について、前3項に基づく甲への報告義務を遵守させ、各報告書を取りまとめるものとする。</p>	<p>第1項：利益相反管理状況の報告について、不備があるときの措置について追記（COI管理規則と連動）</p> <p>新2項：研究倫理教育の履修状況報告について、不備があるときの措置について追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、AMED が求めている研修は、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく研修と、臨床研究法に基づく研修。 ・臨床研究中核病院が実施する研修について（2022年度） 厚生労働省 (mhlw.go.jp) <p>新3項：倫理審査の状況を実績報告書により報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・000045123.pdf (amed.go.jp) ・法令：臨床研究法、再生医療等安全性確保法、GCP省令、等 ・国の倫理指針等：医学系研究指針、遺伝子治療臨床研究指針、動物実験指針、等 <p>第4項：研究者ではなく、本研究者等（研究参加者が含まれていない）</p>
<p>第2条の3</p> <p>（乙の表明保証）</p> <p>第2条の3 乙は、本契約締結日において（ただし、本委託研究開発に参加することが本契約締結後に決定する本研究者等については、当該決定時において）、以下の各号が正確であることを表明し、保証する。</p> <p>（1）いずれの本研究者等も、競争的研究費等への申請・参加制限措置を課された者（競争的研究費等その他国費による研究開発における不正行為等に関与し又は責任を負うと認定されたことにより当該措置が見込まれる者を含み、当該措置の期間が終了した者を除く。）に該当しないこと。</p>	<p>第2条の3</p> <p>（乙の表明保証）</p> <p>第2条の3 乙は、本委託研究開発に関し、研究開発計画書において研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者（以下両者を併せて「研究開発代表者及び分担者」という。）が国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等への申請・参加制限を課さ</p>	<p>※現行は、表明保証させるべき者が全員対象となっていない。「不正行為等に関与し又は責任を負うと認定されたこと」の后者の「責任を負うと認定されたこと」を追加。</p>

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>(2) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になっている本研究者等（もしあれば）について、その事実及び内容を甲に通知済みであり、かつ、当該本研究者等の本委託研究開発への参加について甲の了解を取得済みであること。</p> <p>2 乙は、前項の表明保証に誤りがあった場合、直ちに甲に報告しなければならない。</p> <p>3 乙は、本契約締結後、本委託研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において、本研究者等が以下の各号のいずれかに該当した場合、速やかにこれを甲に報告しなければならない。</p> <p>(1) 不正行為等対応規則に基づく本調査の対象になった場合</p> <p>(2) 不正行為等に関与し又は責任を負うと認定を受けた場合</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>	<p>ないものとされた者及び国又は独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないことを表明し保証する。</p> <p>2 乙は、国の不正行為等対応ガイドライン又は甲の不正行為等対応規則に基づく本調査（以下「本調査」という。）の対象となっている者が乙に所属する研究開発代表者及び分担者（再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。）に含まれる場合に、当該対象者について、本契約締結日前までに甲に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき甲の了解を得ていることを表明し保証する。</p> <p>3 乙は、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していることを表明し保証する。</p>	<p>※第2項、第3項を追記。</p> <p>※現行第3項は遵守事項であるため第2条で明確化。表明保証になじまないため削除。</p>
<p>第8条</p> <p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第8条</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 乙が第1項各号を遵守することを条件に、第13条に規定する甲所属研究者が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、当該甲所属研究者の同意が得られた場合、甲の職務発明規程にかかわらず、乙は当該甲所属研究者から当該知的財産権を譲り受けることができる。ただし、当該同意を得るための当該甲所属研究者との協議及び必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、当該同意における権利の譲受の対価等に関する条件については、乙の従業者又は役員である発明者（以下、本条において「乙の発明者」という。）と同等の扱いをするものとする。削除</p> <p>4, 5 (略)</p>	<p>第8条</p> <p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第8条</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 乙が第1項各号を遵守することを条件に、第13条に規定する甲所属研究者が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、当該甲所属研究者の同意が得られた場合、甲の職務発明規程にかかわらず、乙は当該甲所属研究者から当該知的財産権を譲り受けることができる。ただし、当該同意を得るための当該甲所属研究者との協議及び必要な措置は、乙自らが行うものとする。また、乙は、当該同意における権利の譲受の対価等に関する条件については、乙の従業者又は役員である発明者（以下、本条において「乙の発明者」という。）と同等の扱いをするものとする。</p> <p>4, 5 (略)</p>	<p>※第3項：第13条が削除されたことによる削除。</p>
<p>第13条</p> <p>第13条 削除</p> <p>（甲に所属する研究者の取扱い）</p> <p>第13条 甲は、乙との事前の合意に基づき、甲に所属する研究者（以下「甲所属研究者」という。）を、乙において本委託研究開発に関与させることができるものとする。この場合、乙は、甲所属研究者に対して、機関の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる範囲を除き、業務遂行について指揮命令は行わない。</p> <p>2 甲は、甲所属研究者が、乙の施設、設備等を利用する場合、甲所属研究者をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。</p> <p>3 乙は、甲所属研究者による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、必要な措置を行う。また、甲所属研究者が本委託研究開発の遂行上及び日常業務において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。</p> <p>4 甲は乙に対し、甲所属研究者について、第2条第5項に定める内容に準じた研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託する。</p> <p>5 乙は、本契約の不正行為等の防止及び調査等に関する規定については、甲所属研究者を研究者等として扱うものとする。ただし、第19条及び第20条についてはこの限りでない。</p>	<p>第13条</p> <p>(甲に所属する研究者の取扱い)</p> <p>第13条 甲は、乙との事前の合意に基づき、甲に所属する研究者（以下「甲所属研究者」という。）を、乙において本委託研究開発に関与させることができるものとする。この場合、乙は、甲所属研究者に対して、機関の設備管理・安全衛生上及び乙における法令等の遵守のため必要とされる範囲を除き、業務遂行について指揮命令は行わない。</p> <p>2 甲は、甲所属研究者が、乙の施設、設備等を利用する場合、甲所属研究者をして、乙の施設、設備等の利用者として安全管理、情報管理、セキュリティ等に関する乙の諸規定を遵守させ、また、乙の指示に従わせるものとする。</p> <p>3 乙は、甲所属研究者による乙の施設、設備の利用について支障が生じないよう、必要な措置を行う。また、甲所属研究者が本委託研究開発の遂行上及び日常業務において不利益を被らないよう、良好な研究環境の維持向上に努めるものとする。</p> <p>4 甲は乙に対し、甲所属研究者について、第2条第5項に定める内容に準じた研究倫理教育の実施及び研究倫理教育プログラムに関する履修状況の報告を委託する。</p> <p>5 乙は、本契約の不正行為等の防止及び調査等に関する規定については、甲所属研究者を研究者等として扱うものとする。ただし、第19条及び第20条についてはこの限りでない。</p>	<p>※甲所属研究者の運用は廃止されていることから削除。</p>

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>第19条</p> <p>(委託研究開発及び委託研究開発費の使用の中止又は一時停止)</p> <p>第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、委託研究開発中止申請書又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、乙は本委託研究開発を中止又は一時停止するものとする。この場合、甲は乙に対し、委託研究開発費の使用の中止又は一時停止を指示するものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、委託研究開発費の使用の中止又は一時停止及び本委託研究開発の中止又は一時停止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙が本委託契約等に違反した場合又は表明保証に誤りがあった場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第20条第1項又は第25条第1項若しくは第2項に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 乙は、第1項各号に定める一時停止の事由がなくなり、本委託研究開発を再開できるようになったときは、速やかに甲に「委託研究開発再開申請書」を提出するものとし、甲の承認が得られた場合、本委託研究開発を再開することができる。</p>	<p>第19条</p> <p>(委託研究開発及び委託研究開発費の使用の停止又は中止)</p> <p>第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対して、委託研究開発中止又は一時停止申請書を速やかに提出し、甲のこれに対する承認により、乙は本委託研究開発を中止又は一時停止するものとする。この場合、甲は乙に対し、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、乙に対して、委託研究開発費の使用の一時停止又は中止及び本委託研究開発の一時停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乙が本契約に定めた義務に違反した場合（本項第4号に定める場合を含むがこれらに限られない。）又は本委託契約等（本契約を除く。）に違反した事実が明らかとなった場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 第20条第1項又は第25条第1項、第2項に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 乙は、当該研究者に一時停止の事由がなくなり、研究に復帰できるようになったときは、速やかに甲に「研究復帰届」を提出するものとする。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>表現の適正化</p> <p>「中止又は一時停止」と「一時停止又は中止」が混在していたため、全体を通して「中止又は一時停止」に統一</p> <p>※第2号と第4号に重複があること及び規定振りの適正化等の観点から修正。</p> <p>※機関の自己都合等による一時停止は機関から申請を受け、AMED が承認し、再開においては機関が AMED に対して「届出」を行うこととしている。機関が研究の再開を希望する場合、ただちに AMED としてそれを認めて良いかの判断ができないため、機関から「申請」を受け、AMED がそれを「承認」した場合に再開できるとする趣旨の改正を行う。</p>
<p>第20条</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第20条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行った場合</p> <p>(2) 乙に本委託契約等の重大な違反又は表明保証に重大な誤りがあった場合</p> <p>(3) 本研究者等が本委託研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</p> <p>(4) 本研究者等が本委託研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合</p> <p>(5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ若しくはその原因となる事実が生じた場合又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p>	<p>第20条</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第20条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) 乙が本委託契約等の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。</p> <p>(2) 乙に本契約の重大な違反があったとき又は本委託契約等（本契約を除く）の重大な違反があった事実が明らかとなったとき（本契約第2条第2項ないし5項、第2条の2、第2条の3各項に定める事項の違反を含むがこれらに限られない。）。</p> <p>(3) 研究者等が本委託研究開発において不正行為等を行ったことが研究機関又は甲により認定されたとき。</p> <p>(4) 研究者等について、競争的研究費等による研究開発における不正行為等が研究機関若しくは国又は独立行政法人等により認定されたとき。</p> <p>(5) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6) 乙が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7) 乙が差押えを受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p>	<p>※表明保証に誤りの程度に応じて、解除、一時停止、指導など、対応が異なると考えられるため、第19条と併せて規定振りの適正化を図る。</p> <p>※現行第3号と第4号の関係性が不明瞭であるため、これを明確化</p> <p>※第6号及び第7号ではおそれが生じた場合を規定しているが、第5号には規定されていない。破産手続開始等の事実が確認されたことをもって対応するのではなく、おそれが生じた場合に対応できるようにすることが望</p>

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由
<p>合</p> <p>(8) 第 14 条に基づく再委託がなされた場合において、再委託先において第 1 号ないし第 4 号に相当する事由が生じた場合</p> <p>(9) 乙が本研究開発課題の採択時に付された条件を満たしていなかったとき又は満たさなくなった場合</p>	<p>合</p> <p>(8) 第 14 条に基づく再委託がなされた場合において、再委託先において本項第 1 号ないし第 4 号に相当する事由が生じた場合</p> <p>(9) 乙が本研究開発課題の採択時に付された条件を満たしていなかったとき又は満たさなくなったとき。</p>	<p>ましいため、見直し</p>
<p>第 21 条</p> <p>(不正行為等の疑いへの対応)</p> <p>第 21 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑い（以下「本件疑い」という。）があるとする告発を受け付けた場合は、甲の不正行為等対応規則に基づき、乙に当該告発を回付することができる。</p> <p>2 乙は、乙が直接、又は前項により甲から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、乙の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の要否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</p> <p>3 乙は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、乙の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、乙が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる本研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。</p> <p>4 乙は、本件疑いにつき、以下の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を甲に報告しなければならない。</p> <p>(1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断</p> <p>(2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断（予備調査を実施した場合はその結果を含む。）</p> <p>(3) 本調査を実施した場合、その結果</p> <p>5 甲は、乙が実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、必要に応じ、質問し、報告を求め、指示等を行うことができるものとし、乙はこれに対応するものとする。</p> <p>6 甲は、甲の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力するものとする。</p>	<p>第 22 条</p> <p>(不正行為等に対する措置等)</p> <p>第 22 条 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）、乙に対し甲の不正行為等対応規則及び甲の指示に従って調査することを要請することができるものとし、乙はその調査結果を文書で甲に報告する。また、甲は、必要に応じて自ら調査することができるものとし、乙は甲による調査に協力する。乙は、本委託研究開発において国の不正行為等対応ガイドラインに基づく予備調査が開始された場合、速やかに甲に報告し、甲と協議して必要な対応を行うものとする。</p> <p>2 乙は自らの調査により、本委託研究開発以外の競争的研究費等による研究開発（終了分を含む。）において研究者等（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者についても含む）につき不正行為等についての本調査が開始された場合及び乙以外の機関による不正行為等についての本調査の開始若しくは認定を確認した場合は、速やかに甲に報告するものとする。</p> <p>3 甲は、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合（再委託先がある場合には、本委託研究開発に従事する再委託先の研究員その他の者について、本委託研究開発において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む）、又は、前項により乙から本委託研究開発以外の競争的研究費等による研究開発において研究者等が不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、乙に対し、甲が必要と認める間、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することができ、乙はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての本調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p> <p>4 甲は、第 1 項ないし第 3 項に定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、本契約に定める措置のほか、国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則並びに関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。</p> <p>5 本条各項に定めるほか、乙は国の不正行為等対応ガイドライン及び甲の不正行為等対応規則に定められた乙の義務を遵守し、また、甲は各規則に定められた甲の乙に対する権利を行使するものとする。</p>	<p>※ガイドラインとの整合を図るため、調査要請から回付に見直す。</p> <p>※現行第 3 項の最後の規定（責を負わない）は、第 19 条第 5 項で読めるので不要</p> <p>※現行規定は、全般的に不明瞭であるため、全面見直し。以下のとおり再整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 項：告発の回付 ・2 項：予備調査の実施 ・3 項：本調査の実施 ・4 項：AMED への報告 ・5 項：必要な指示等 ・6 項：機構による調査 <p>※措置は、新 19-21 条で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新第 19 条第 2 項で中止又は停止 ・新第 20 条第 1 項で契約解除（研究費の返還） ・新第 21 条で競争的研究費等の応募制限措置等（21 条と 22 条は順番入替） <p>※新 5 項：「必要に応じ…指示等を行う」に基づき、第 1 項の回付時及び第 4 項第 1 号の報告受理時に、第 2 号の報告事項について具体的に指示する。同様に第 2 号の報告受理時に、第 3 号の報告事項について具体的に指示する。</p>
<p>第 22 条</p> <p>(不正行為等に係る措置)</p> <p>第 22 条 甲は、前条に定める調査の結果、本委託研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された本研究者等に対して、甲の不正行為等対応規則に基づき、甲の配分する競争的研究費等（本委託研究開発に係る競争的研究費等を含む。）へ</p>	<p>第 21 条</p> <p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第 21 条 乙は、本委託研究開発の実施にあたり、以下の各号について予め了解するものとし、研究者等をしてこれを予め了解させるものとする。</p> <p>(1) 甲は、甲の不正行為等対応規則に従い、本委託研究開発において不正行為等を</p>	<p>(21 条と 22 条は順番入替)</p> <p>※研究者等にあらかじめ了解させることは、第 2 条第 2 項に含まれるので不要。本条は競争的研究費等の申請・参加資格制限措</p>

令和6年度 委託研究開発契約書雛型 新旧対比表

変更後	変更前	変更理由																				
<p>の申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>2 甲は、本研究者等が本委託研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該本研究者等に対して、甲の配分する競争的研究費等（本委託研究開発に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p>	<p>行った研究者等に対して、同規則に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。</p> <p>(2) 甲は、競争的研究費等において、不正行為等の認定に基づき申請・参加制限等を受けた研究者等について、甲の不正行為等対応規則に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。</p>	<p>置を規定することとする。</p>																				
<p>第28条</p> <p>(存続条項)</p> <p>第28条 第2条、第2条の2、国の不正行為等対応ガイドライン並びに甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第4条、第5条第1号、第8条から第12条の2まで、第14条第2項、第15条から第18条の3まで、第20条から第24条まで、第25条第3項及び第4項、第26条から第30条までの規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	<p>第28条</p> <p>(存続条項)</p> <p>第28条 第2条、第2条の2、国の不正行為等対応ガイドライン並びに甲の不正行為等対応規則及び甲の利益相反管理規則において本委託研究開発の終了後の対応にかかる義務に関する規定、第4条、第5条第1号、第8条から第12条の2、第14条第2項、第15条から第18条の3、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条第3項、第4項、第26条から第30条の規定は、本契約終了後も、期間が規定されている場合にはその期間に従い、期間が規定されていない場合には各条項の遵守に必要な限りにおいて存続する。</p>	<p>※現行28条における、各条項に対する考え方は、以下のとおり。</p> <p>第2条：法令・ガイドライン等の遵守（特に規程・体制の整備。研究ノート・データの保管はここで読む。）、委託期間終了後も適用、必要</p> <p>第2条の2：COI管理⇒5年保存、必要</p> <p>第19条：契約期間中の内容であるため、不要</p> <p>第20条：委託契約終了後の資金返還、必要</p> <p>第21条：委託契約終了後の不正調査⇒永久、必要</p> <p>第22条：委託契約終了後の措置⇒永久、必要</p> <p>長い文章：場所が変。第2条に含まれる。不要。</p>																				
<p>第30条</p> <p>(協議)</p> <p>第30条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。</p> <p>別表（第1条第1項第24号関係）</p> <table border="1" data-bbox="129 805 907 1431"> <thead> <tr> <th>府省庁</th> <th>ガイドライン又は指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">文部科学省</td> <td>研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン</td> </tr> <tr> <td>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">厚生労働省</td> <td>厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン</td> </tr> <tr> <td>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">経済産業省</td> <td>研究活動の不正行為への対応に関する指針</td> </tr> <tr> <td>公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務省</td> <td>情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針</td> </tr> <tr> <td>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内閣府</td> <td>国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究活動の不正行為への対応に関する指針</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">こども家庭庁</td> <td>こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン</td> </tr> <tr> <td>研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）</td> </tr> </tbody> </table>	府省庁	ガイドライン又は指針の名称	文部科学省	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	厚生労働省	厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	経済産業省	研究活動の不正行為への対応に関する指針	公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針	総務省	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	内閣府	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究活動の不正行為への対応に関する指針	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針	こども家庭庁	こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	<p>第30条</p> <p>(協議)</p> <p>第30条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、両当事者誠実に協議の上解決するものとする。</p>	
府省庁	ガイドライン又は指針の名称																					
文部科学省	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン																					
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）																					
厚生労働省	厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン																					
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）																					
経済産業省	研究活動の不正行為への対応に関する指針																					
	公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針																					
総務省	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針																					
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）																					
内閣府	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究活動の不正行為への対応に関する指針																					
	国立研究開発法人日本医療研究開発機構における内閣府予算に基づく事業に関する研究費の不正な使用等の対応に関する指針																					
こども家庭庁	こども家庭分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン																					
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）																					